

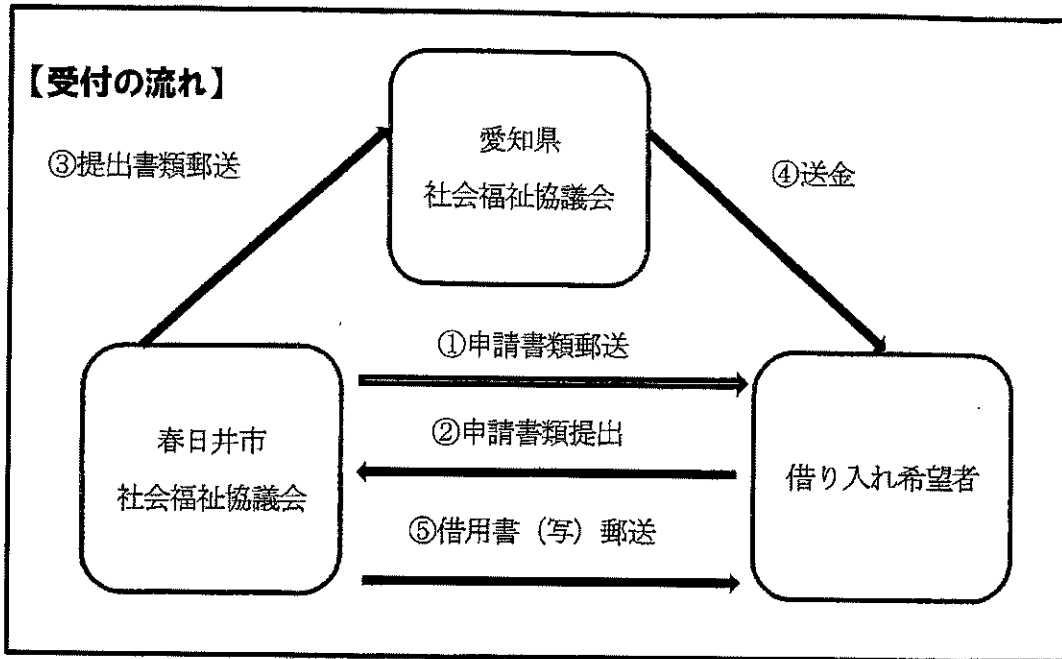
新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付（緊急小口資金） の申し込みについて

新型コロナウイルスの感染防止対策として、可能な限り公共施設等における来訪者を避けるため、本貸付制度の申請の方法において、書類の郵送による書面申請を原則としています。ご理解いただきますようお願いいたします。

特例貸付（緊急小口資金）

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業、離職等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付（生活費）を必要とする世帯
- 貸付金額 20万円または10万円
- 据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内 ■貸付利子・保証人 無利子・不要
- 必要書類 ①住民票（原本）⇒世帯員全員・続柄表記のあるもの
※同一住所で世帯分離している場合は、その住所に居住するすべての方の住民票が必要となります。
※外国籍の方は、在留資格・期間が記載されていること。
- ②身分証明書（両面写し）⇒運転免許証、健康保険証、住基カード等のいずれか1つ
- ③本人名義の通帳（写し）⇒表紙、裏面（口座番号や支店名等が記載）
入出金記載の最終ページ
- ④収入の減少が確認できるもの（写し）⇒令和2年1月以降の給与明細など
※この書類は⑥の申立書を記入する際の資料となります。
(用意できない場合はなくても構いませんが、お問い合わせすることがあります。)
- ⑤緊急小口資金特例貸付借入申込書
- ⑥収入の減少状況に関する申立書
- ⑦借用書・重要事項説明書（両面記入）
- ⑧在留カード(特別永住者証明書)（両面写し）⇒外国籍の方は必須

■申込先 〒486-0857 春日井市浅山町1丁目2番61号
春日井市社会福祉協議会 福祉サービス課



【注意事項】

- 1 生活保護受給中の方、年金のみで生活されている方は対象外です。
- 2 住民票及び、免許証等の身分証明書の住所と現住所が同じである必要があります。
- 3 自営業の方についても、貸付は生活費の不足分とさせていただきます。
- 4 貸付の可否は愛知県社会福祉協議会が審査します。不承認となった場合、その理由は開示できません。
- 5 申請書類に不明な点等がある場合は、確認の連絡をさせていただくことがあります。
- 6 申請書類の記入は、申請者本人の直筆に限ります。
- 7 過去に本生活福祉資金を借り受けたことがある方は、別に必要な書類がありますので必ずお問い合わせください。
- 8 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯につきましては、償還を免除することもあります。
- 9 債務整理を予定している方や、債務整理中の方は申請できません。
- 10 黒ボールペンで記入してください。(消えるボールペン不可)

※申請についての問い合わせ先

窓口時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後3時まで

(午前11時から午後1時までは、書類チェックが出来ませんので、
書類提出のみとなります。) ※土日祝日は定休日

電話番号 86-9228